資料１－３

岐阜県地域防災計画（地震対策計画）新旧対照表

新	旧	修正理由
目次　略	目次　略	
第１章　総則	第１章　総則	
第１節及び第２節　　略	第１節及び第２節　　略	
第３節　本県の特質と災害要因 第１項及び第２項　　略 第３項　複合災害対策 　県、市町村は、複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。さらに、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、県民に周知・啓発を図るものとする。 　県、市町村は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。 　県、市町村は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。	第３節　本県の特質と災害要因 第１項及び第２項　　略	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
第２章　地震災害予防	第２章　地震災害予防	
第１節　総則	第１節　総　則	
第１項　防災協働社会の形成推進 １　　略 ２　推進体制 ⑴から⑸まで　　略 ⑹　消防人材・消防団員等の確保・育成 　県は、複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図るものとする。また、地域防災力を維持するため、市町村と連携したキャンペーンの実施や地域ぐるみで消防団・水防団を応援する取組み等により、団員の確保を図るものとする。 　県及び市町村は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、実践的な教育訓練体制の充実、若者・女性をはじめとして団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。	第１項　防災協働社会の形成推進 １　　略 ２　推進体制 ⑴から⑸まで　　略 ⑹　消防人材・消防団員等の確保・育成 　県は、複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図る者とする。 　県は、地域防災力を維持するため、市町村と連携したキャンペーンの実施や地域ぐるみで消防団・水防団を応援する取組み等により、団員の確保を図るものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
⑺　感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進	⑺　感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進	

新	旧	修正理由
感染症の自宅療養者等の避難県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。	県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症＿＿＿の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正
⑻　デジタル等新技術を活用した防災対策の推進 県、市町村及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。 また、限られた人員でも効率的に、激甚化・頻発化する災害に対応できるようにするため、災害時の情報収集、孤立地域対策、避難所の環境改善といった様々な場面においてデジタル等新技術の活用を推進するものとする。この際、ドローンや衛星通信を活用したインターネット機器や、高付加価値コンテナの活用による被災地支援など、災害対応上有効と認められるデジタル等新技術の活用場面や効果的な活用方法について、前向きかつ幅広に検討を進めるとともに、実災害時に適切に活用できるよう、平時から職員の操作能力の向上や新技術を保有する関係団体・民間事業者等との連携強化を図る。なお、デジタル技術の活用に際しては、高齢者や障がい者など、その恩恵を受けられない人を生まないよう、きめ細かな支援や取組みを一体で推進するものとする。	⑻　デジタル＿＿技術を活用した防災対策の推進 県、市町村及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
⑼　　略	⑼　　略	
第２項及び第３項　　略	**第２項及び第３項　　略**	
第２節　防災思想・防災知識の普及	**第２節　防災思想・防災知識の普及**	
１　方針	**１　方針**	
自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を展開し、県民の自助・共助意識の高揚を図る。この県民運動の展開にあたっては、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、県及び市町村は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門機関（気象庁等）や専門家（気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。 また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発するものとする。 なお、その際には乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。	自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を展開し、県民の自助・共助意識の高揚を図る。この県民運動の展開にあたっては、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、県及び市町村は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門機関（気象庁等）や専門家（気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。 また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発するものとする。 なお、その際には乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。	防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
２　　略	**２　　略**	

新	旧	修正理由
３　実施内容 ⑴　地域住民に対する普及 　県、市町村、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。 アからオまで　　略 カ　山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害リスクと取るべき行動 キからケまで　　略 ⑵及び⑶　　略 ⑷　災害伝承 　県、市町村、防災関係機関は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。 ⑸から⑻まで　　略	**３　実施内容** ⑴　地域住民に対する普及 　県、市町村、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。 アからオまで　　略 カからクまで　　略 ⑵及び⑶　　略 ⑷　災害伝承 　県、市町村、防災関係機関は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の＿＿＿＿＿＿持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。 ⑸から⑻まで　　略	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正 防災基本計画の修正に伴う修正
第３節　防災訓練 **１　方針** 　地震災害発生時において、県計画、市町村計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災週間、岐阜県地震防災の日等を通じ、平常時から地域の災害リスクや、季節に応じた災害リスクに基づいた防災訓練を継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。また、山間部や河川の沿岸など、地域の特性を考慮し、発生可能性が高い複合災害を想定した訓練の実施に努めるものとする。 **２　　略** **３　実施内容** ⑴　総合防災訓練 　県は、国や市町村その他防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ＮＰＯ・ボランティア等及び要配慮者を含めた県民等の協力のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。 　訓練では、訓練の目的を具体的に設定した上で、内陸型大規模地震を想定した訓練、南海トラフ地震を想定した臨時情報対応訓練など地震規模や被害の想定を明確にするものとする。 　また、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、シェイクアウト訓練及び、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容となるように努めるものとする。	**第３節　防災訓練** **１　方針** 　地震災害発生時において、県計画、市町村計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災週間、岐阜県地震防災の日等を通じ、平常時から地域の災害リスク＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に基づいた防災訓練を継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。 **２　　略** **３　実施内容** ⑴　総合防災訓練 　県は、国や市町村その他防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ＮＰＯ・ボランティア等及び要配慮者を含めた県民等の協力のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。 　訓練では、訓練の目的を具体的に設定した上で、内陸型大規模地震を想定した訓練、南海トラフ地震を想定した臨時情報対応訓練など地震規模や被害の想定を明確にするものとする。 　また、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、シェイクアウト訓練及び、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容となるように努めるものとする。	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正 防災基本計画の修正に伴う修正

新	旧	修正理由
さらに、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施するものとする。 その他、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。 市町村及び防災関係機関は、それぞれ県に準じた訓練を行うものとする。	さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施するものとする。 その他、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。 市町村及び防災関係機関は、それぞれ県に準じた訓練を行うものとする。	
⑵　略	⑵　略	
⑶　その他の地震防災訓練 県、市町村及び防災関係機関は、機関ごとに次の地震防災のための訓練を適宜、繰り返し行うものとする。この際、医療コンテナやトイレコンテナなど高付加価値コンテナやデジタル等新技術の活用など、災害対応上有効と認められるものの効果的な活用方法について訓練を通じて検討を進めるものとする。	⑶　その他の地震防災訓練 県、市町村及び防災関係機関は、機関ごとに次の地震防災のための訓練を適宜、繰り返し行うものとする。	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
⑷　防災関係機関等の実施する防災訓練への支援 県及び市町村は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、関係機関が実施する防災訓練について、積極的に協力支援し、要配慮者や女性、子どもの参画を含めた多くの住民の参加を図っていくものとする。 県は、住民の円滑な避難の実現に向けて、自治会などが実施する季節に応じた避難訓練の取組みを支援するものとする。	⑷　防災関係機関等の実施する防災訓練への支援 県及び市町村は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、関係機関が実施する防災訓練について、積極的に協力支援し、要配慮者や女性＿＿＿の参画を含めた多くの住民の参加を図っていくものとする。	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
⑸及び⑹　略	⑸及び⑹　略	
第４節　自主防災組織の育成と強化	**第４節　自主防災組織の育成と強化**	
１及び２　略	**１及び２　略**	
３　実施内容	**３　実施内容**	
⑴から⑺まで　略	⑴から⑺まで　略	
⑻　防災人材の育成 県は、防災・減災に係る人材育成等を強化するため、専門性の高い大学等と連携し、総合防災力を高めることができる体制を整備するものとする。また、育成した人材が地域防災力の要となるよう、自主防災組織等と連携を深める機会の創出を促進するなど、防災人材がそれぞれの地域で活躍できる体制の構築を強化・推進するものとする。さらに、外国人防災リーダーの育成に加え、育成したリーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化に取り組む。	⑻　防災人材の育成 県は、防災・減災に係る人材育成等を強化するため、専門性の高い大学＿と連携し、総合防災力を高めることができる体制を整備するものとする	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
⑼及び⑽　略	⑼及び⑽　略	
第５節　ボランティア活動の環境整備	**第５節　ボランティア活動の環境整備**	
１及び２　略		
３　実施内容	**３　実施内容**	
⑴から⑶まで　略	⑴から⑶まで　略	
⑷　ボランティア活動の推進	⑷　ボランティア活動の推進	
ア及びイ　略	ア及びイ　略	
ウ　ボランティア支援を担う人材の養成 県は、大規模災害発生時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティア支援を担う人材を養成するものとする。また、大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンターの運営を支援する人材を養成するものとする。	ウ　ボランティア支援を担う職員の養成 県は、大規模災害発生時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティア支援を担う職員を養成するものとする。	文言の修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
⑸から⑺まで　略	⑸から⑺まで　略	

新	旧	修正理由
第６節　広域的な応援体制の整備 **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴から⑶まで　　略 ⑷　その他の応援体制 ア　　略 イ　警察災害派遣隊 県警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。その際、陸路進出が困難な場合に備え、資機材等の小型化・軽量化に配意するものとする。 ウ及びエ　　略 ⑸　受援体制の整備 県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、応援職員等の執務スペースの確保、応援職員の効率的な配置や役割の明確化を図り、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、宿泊施設の確保に向けた民間施設等との協定の締結を進めるものとする。加えて、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。 ⑹　受援体制・広域連携の強化 県は、過去の被災地支援に従事した職員のデータベース化を進めるものとする。 また、関係団体との災害時応援協定、国において進める移動型車両等のデータベースなども活用し、被災市町村において速やかに適切な避難所運営ができるよう支援するものとする。	**第６節　広域的な応援体制の整備** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴から⑶まで　　略 ⑷　その他の応援体制 ア　　略 イ　警察災害派遣隊 県警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。 ウ及びエ　　略	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正 防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
第７節　緊急輸送網の整備 **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴　　略 ⑵　緊急輸送道路ネットワークの確保 緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、広域的な代替ルートとして機能する高速道路等の整備や、防災拠点への通行を確保する道路の整備、橋梁耐震・段差対策、斜面対策等を進めていくものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限等を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ無電柱化の推進を図り、新規の電柱占用を原則認めないものとする。 県警察は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする。 ⑶　道路被害状況の迅速把握	**第７節　緊急輸送網の整備** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴　　略 ⑵　緊急輸送道路ネットワークの確保 緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震　　対策、斜面対策等を進めていくものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限　を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ無電柱化の推進を図り、新規の電柱占用を原則認めないものとする。 県警察は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする。 ⑶　道路被害状況の迅速把握	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正

新	旧	修正理由
国は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。また、県は、発災後の発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。	県は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正
⑷及び⑸　略	⑷及び⑸　略	
⑹　緊急通行車両の周知・普及 県及び市町村は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。	⑹　緊急通行車両の周知・普及 県及び市町村は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための申出があったときは、災害発生前においても、当該車両に対して緊急通行車両標章が交付されることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前の申出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正
⑺　沿道建築物等の耐震化 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に実施する。 県は、耐震診断義務化対象路線の指定拡大の検討を進めるものとする。	⑺　沿道建築物等の耐震化 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に実施する。	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
第８節　防災通信設備等の整備	**第８節　防災通信設備等の整備**	
１及び２　略	**１及び２　略**	
３　実施内容	**３　実施内容**	
⑴から⑷まで　略	⑴から⑷まで　略	
⑸　非常時の通信体制の整備 県、市町村及び防災関係機関は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努めるものとする。 ※非常通信（電波法第 52 条） 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。 県、市町村及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。	⑸　非常時の通信体制の整備 県、市町村及び防災関係機関は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努めるものとする。 ※非常通信（電波法第 52 条） 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。	防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
⑹　その他通信網 アからエまで　略 オ　公共安全モバイルシステム 平時は携帯電話として使用でき、災害発生時等には、機関の内部や、自機関と他機関との間で連絡・情報共有手段となる公共安全モバイルシステムを活用した情報収集体制の整備を図るものとする。	⑹　その他通信網 アからエまで　略	防災基本計画の修正に伴う修正
⑺及び⑻　略	⑺及び⑻　略	
⑼　情報システムの高度化等 ア　略 イ　情報収集・連絡システム 県及び市町村は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬ	⑼　情報システムの高度化等 ア　略 イ　情報収集・連絡システム 県及び市町村は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬ	防災基本計画の修正に伴う修正

新	旧	修正理由
ＥＲＴ）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努めるものとする。 県及び市町村は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。 県は、国の総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）と県被害情報集約システムとのデータ連携に向け、必要な改修などの機能強化に取り組むものとする。	ＥＲＴ）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努めるものとする。 県及び市町村は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
第９節　火災予防対策 **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴　火災予防の指導強化 ア　地域住民に対する指導 県及び市町村は、自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、地震災害時における火災防止思想の普及を図るため次の指導を行うものとする。 ａ　　略 ｂ　住宅用火災警報器の普及促進 ｃ　感震ブレーカーの普及促進 ｄ及びｅ　　略 イ　防火対象物の管理者等に対する指導 県は、危険物取扱者保安講習等により、耐震措置、地震時の防火対策等について教育する。 市町村は、防火対象物の管理者に対し、次の指導等を行う。 ａからｃまで　　略 ｄ　感震ブレーカーの導入推進 ｅからｇまで　　略 ウ　　略 ⑵　　略	**第９節　火災予防対策** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴　火災予防の指導強化 ア　地域住民に対する指導 県及び市町村は、自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、地震災害時における火災防止思想の普及を図るため次の指導を行うものとする。 ａ　　略 ｂ及びｃ　　略 イ　防火対象物の管理者等に対する指導 県は、危険物取扱者保安講習等により、耐震措置、地震時の防火対策等について教育する。 市町村は、防火対象物の管理者に対し、次の指導等を行う。 ａからｃまで　　略 ｄからｆまで　　略 ウ　　略 ⑵　　略	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
第 10 節　　略		
第 11 節　避難対策 **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴　避難計画の策定 市町村は、地震発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。ま	**第 11 節　避難対策** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴　避難計画の策定 市町村は、地震発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。ま	

新	旧	修正理由
た、防災訓練や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては子どもを含む住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。 学校、病院、工場、社会福祉施設その他防災上重要な施設の管理者は、避難誘導に係る計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。 劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。	た、防災訓練や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。 学校、病院、工場、社会福祉施設その他防災上重要な施設の管理者は、避難誘導に係る計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。 劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
⑵　行政区域を越えた広域避難の調整 県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努めるものとする。加えて、他都道府県からの避難者や観光客の受入を想定した避難対策を検討するものとする。 県及び市町村は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。 市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。	⑵　行政区域を越えた広域避難の調整 県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努めるものとする。 県及び市町村は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。 市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
⑶　避難場所・避難所の指定 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。 また、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。 指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める	⑶　避難場所・避難所の指定 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。 また、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。 指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める	防災基本計画の修正に伴う修正

新	旧	修正理由
ものとする。 ア　略 イ　指定避難所の指定 指定避難所については、市町村は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。なお、指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。 市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。 県及び市町村は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、貯水槽・給水タンク、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 また、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 市町村は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は、研修会開催などを通じて、福祉避難所の充実・強化に向け市町村への支援を行う。 市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。 市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。 市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。 ウ　岐阜県避難所運営ガイドラインの見直し 県は、要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送ることができるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア	ものとする。 ア　略 イ　指定避難所の指定 指定避難所については、市町村は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。なお、指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。 市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。 県及び市町村は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、＿＿＿＿＿＿＿＿非常用電源、衛星携帯電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 市町村は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿積極的にその協力・支援を行う。 市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。 市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。 市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画

新	旧	修正理由
基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、「岐阜県避難所運営ガイドライン」を適宜改定する。 　また、各市町村において、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容を踏まえた「避難所運営マニュアル」の策定・見直し及び避難所運営が適切に進むよう、支援を行うものとする。		に伴う修正
エ　避難所運営マニュアルの策定 　市町村は、指定避難所の運営を確立するため、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容も踏まえ、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を含む避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。 　避難所における＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。 　また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。 　市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。	ウ　避難所運営マニュアルの策定 　市町村は、指定避難所の運営を確立するため、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。 　避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。 　また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。 　市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
オ　　略	エ　　略	
⑷　在宅避難者等の支援 　市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。		防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
⑸　車中泊避難者の支援 　市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。		防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
⑹から⑾まで　　略	⑷から⑼まで　　略	
⑿　避難情報の把握 　県及び市町村は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。 　また、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組みを円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲	⑽　避難情報の把握 　県及び市町村は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正

新	旧	修正理由
について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。 ⑬　感染症の自宅療養者等の避難 　県及び岐阜市の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局（県の保健所等にあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、自宅療養者等に対し、居住地が危険エリアに該当するかを事前にハザードマップ等により確認するよう周知するとともに、避難予定先の把握に努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。 　これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。	⑪　感染症の自宅療養者等の避難 　県及び岐阜市の保健所__は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の_____自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、自宅療養者等に対し、居住地が危険エリアに該当するかを事前にハザードマップ等により確認するよう周知するとともに、避難予定先の把握に努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正
⒁　デジタル技術を活用した被災者支援 　県及び市町村は、被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組みについて、国の動向も踏まえつつ、導入に向けた調査・研究に努めるものとする。		震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
県及び市町村は、指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分散避難システム」等を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築するものとする。また、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、県民に対して「分散避難システム」を広く周知し、災害時における活用を推進するものとする。加えて、国が構築している「クラウド型被災者支援システム」など、被災者支援に資するシステムの調査・研究に努めるものとする。		震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
第 12 節　必需物資の確保対策 **１　　略** **２　実施責任者** 　県（危機管理部、環境エネルギー生活部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部、都市建築部） 　市町村 　住民 　事業者	**第 12 節　必需物資の確保対策** **１　　略** **２　実施責任者** 　県（危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、_____都市建築部） 　市町村 　住民 　事業者	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
３　実施内容 　(1)　　略 　　ア　　略 　　イ　市町村備蓄 　　大規模災害の発生時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や_____感染症対策に必要な物資等、災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市町村があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うものとする。 　　また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳でき	**３　実施内容** 　(1)　　略 　　ア　　略 　　イ　市町村備蓄 　　大規模災害の発生時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等、災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市町村があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うものとする。 　　また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳でき	防災基本計画の修正に伴う修正

新	旧	修正理由
る乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。 そのため、市町村は、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとする。 ウ　県備蓄 県は、市町村の備蓄推進を支援するとともに、災害時に対応が困難となった市町村に対し支援をするため、緊急に必要となる物資、資機材を迅速に輸送・配分できるよう分散備蓄の充実を図るものとする。また、流通備蓄及び県下市町村や他都道府県等からの調達及び広域調整の体制整備に努めるものとする。 ⑵　略 ⑶　物資支援・必要資機材の事前準備 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 県は、水害・土砂災害や大規模地震等により被災した施設を迅速に復旧することができるようにするため、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の強化や、道路啓開等を目的とした道の駅等への備蓄コンテナの整備に努めるものとする。 ⑷　支援物資の輸送体制の整備 県及び市町村は、国や民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施するものとする。 また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。	る乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。 そのため、市町村は、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとする。 ウ　県備　蓄 県は、市町村の備蓄推進を支援するとともに、災害時に対応が困難となった市町村に対し支援をするため、緊急に必要となる物資、資機材＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿流通備蓄及び県下市町村や他都道府県等からの調達及び広域調整の体制整備に努める＿＿＿＿。 ⑵　略 ⑶　物資支援＿＿＿＿の事前準備 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 ⑷　支援物資の輸送体制の整備 県及び市町村は、国や民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施するものとする。	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正 防災基本計画の修正に伴う修正
第 13 節　要配慮者・避難行動要支援者対策 **１　略** **２　実施責任者** 県（総合企画部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、観光文化スポーツ部、県土整備部、都市建築部） 市町村 社会福祉協議会 施設等管理者 防災関係機関 住民 **３　実施内容** ⑴及び⑵　略 ⑶　施設、設備等の整備 アからエまで　略 オ　二次避難の検討 県及び市町村は、二次避難を行うべき場合やその対象者を整理し、被災者を受け入れ可能なホテル・旅館等の確保に努めるものとする。また、バスなど被災者の	**第 13 節　要配慮者・避難行動要支援者対策** **１　略** **２　実施責任者** 県（清流の国推進部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、＿＿＿＿＿＿県土整備部、都市建築部） 市町村 社会福祉協議会 施設等管理者 防災関係機関 住民 **３　実施内容** ⑴及び⑵　略 ⑶　施設、設備等の整備 アからエまで　略	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画

新	旧	修正理由
移送手段を確保し、二次避難についての被災者の意向を把握するよう努める。 さらに、被災者の希望を踏まえたホテル・旅館等のマッチング、ホテル・旅館等への移送、二次避難先での継続的な支援等についても検討するものとする。		に伴う修正
⑷　略	⑷　略	
⑸　外国人等に対する防災対策 ａからｄまで　略	⑸　外国人等に対する防災対策 ａからｄまで　略	
ｅ　外国人防災リーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化を推進		震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
ｆ及びｇ　略	ｅ及びｆ　略	
第 14 節　応急住宅対策	**第 14 節　応急住宅対策**	
１及び２　略	**１及び２　略**	
３　実施内容	**３　実施内容**	
⑴　供給体制の整備 県及び市町村は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、必要戸数分の建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。また、用地ごとの災害リスク等の情報把握に努めるとともに、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるものとする。 県及び市町村は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。	⑴　供給体制の整備 県及び市町村は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。 県及び市町村は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
⑵　応急仮設住宅の施工経験やノウハウの共有 県は、応急仮設住宅建設の迅速化を図るため、被災地での施工経験やノウハウの共有に努めるものとする。		震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
⑶　民間賃貸住宅の借上げ体制の確立 県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、災害時に円滑に提供できるようにするため、市町村や協定締結団体への災害救助法に基づく供与制度の周知と供給体制の強化を図るものとする。	⑵　民間賃貸住宅の借上げ体制の確立 県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
第 15 節　医療救護体制の整備	**第 15 節　医療救護体制の整備**	
１及び２　略	**１及び２　略**	
３　実施内容	**３　実施内容**	
⑴　略	⑴　略	
⑵　災害医療コーディネートチームの設置 災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うため、災害医療コーディネートチームを設置する。 県は、災害時の医療機関との連携強化のため、災害医療コーディネーターの養成を促進するものとする。 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言及び支援を行う。	⑵　災害医療コーディネートチームの設置 災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うため、災害医療コーディネートチームを設置する。	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正

新	旧	修正理由
⑶　略 ⑷　災害拠点病院等の整備 県は、地域の実情に応じて、災害時において困難な重症患者の処置及び収容、医療救護班の派遣等を行う拠点施設となる災害拠点病院を選定し、継続的医療提供体制を整備する。また、災害拠点病院等においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。	⑶　略 ⑷　災害拠点病院等の整備 県は、地域の実情に応じて、災害時において困難な重症患者の処置及び収容、医療救護班の派遣等を行う拠点施設となる災害拠点病院を選定し、継続的医療提供体制を整備する。また、災害拠点病院等においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言及び支援を行う。	記載内容の一部を第 15 節３⑵に移行
⑸から⑾まで　略	⑸から⑾まで　略	
⑿　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の整備 県は、災害による被災者のストレスケア等の支援体制の整備のため、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）等の整備に努めるものとする。		防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
⒀　災害支援ナースの整備 県は、災害時の看護支援体制の強化のため、災害支援ナースの整備に努めるものとする。		防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
⒁　災害薬事コーディネーターの養成 県は、被災地の医薬品等や薬剤師に関する情報の把握やマッチングを迅速・的確に行うため、災害薬事コーディネーターの養成を推進するものとする。		震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
⒂　日本医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ）、日本災害リハビリテーション支援協会（ＪＲＡＴ）、日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）等との連携 県は、災害時における医療関係団体が組織するチーム等への情報共有体制やリハビリテーション、栄養支援を強化するため、日本医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ）、日本災害リハビリテーション支援協会（ＪＲＡＴ）及び日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）等との連携を推進するものとする。		防災基本計画の修正に伴う修正
⒃及び⒄　略	⒃及び⒄　略	
第 16 節　略	**第 16 節　略**	
第 17 節　まちの不燃化・耐震化 **１及び２　略** **３　実施内容** ⑴　建築物の防災対策 ア及びイ　略 ウ　耐震改修以外の新たな防災手法の検討	**第 17 節　まちの不燃化・耐震化** **１及び２　略** **３　実施内容** ⑴　建築物の防災対策 ア及びイ　略	

新	旧	修正理由
県は、耐震診断後の改修率の低さや高齢者世帯等が改修を躊躇する背景を考慮し、耐震シェルターなど、耐震改修以外の建築物に関する新たな防災手法についての検討を進めるものとする。		震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正
エ及びオ　略	ウ及びエ　略	
⑵　略	⑵　略	
⑶　道路、河川施設等の防災対策	⑶　道路、河川施設等の防災対策	
ア　道路・橋梁等の整備	ア　道路・橋梁等の整備	
a　略	a　略	
b　道路橋等の耐震性の向上	b　道路橋等の耐震性の向上	
新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。	新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。	県の実施方針に合わせるため（国の防災基本計画以上の対策を推進するため）
既設橋梁については、速やかな機能回復が可能な性能を目指す耐震対策を実施する。	既設橋梁については、複断面の高架橋（下に並行して道路がある高架橋）、跨線橋（鉄軌道をまたぐ橋）、跨道橋（他の道路をまたぐ橋）や緊急輸送道路等の緊急度の高い橋梁から、橋脚の補強、落橋防止措置（橋桁が乗っている部分の拡幅、桁どうしの連結など大地震発生時でも橋桁が下に落ちないように防止する装置）を順次整備し、地震による損傷が限定的なものに留まり、橋としての機能の回復が速やかに行い得る性能を確保する。また、液状化が生じる可能性が高い地域の橋梁において、万が一被災しても、短時間で緊急輸送道路としての機能を果たせる程度に回復するように弱点となる部分の事前対策を実施する。	
⑷　都市の防災対策	⑷　都市の防災対策	
ア及びイ　略	ア及びイ　略	
ウ　市街地の開発等	ウ　市街地の開発等	
a　市街地再開発の推進	a　市街地再開発の促進	事業主体が組合等の民間事業者であるため
県及び市町村は、低層の木造建築物が密集し生活環境の悪化した市街地について、市街地再開発事業等を促進し、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努めるものとする。	県及び市町村は、低層の木造建築物が密集し生活環境の悪化した市街地について、市街地再開発事業、優良再開発建築物整備促進事業、市街地再開発資金融資制度の事業等を推進し、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努めるものとする。	防災基本計画の記載方法と統一させるため
b　略	b　略	
c　土地区画整理事業の促進	c　土地区画整理事業	記載方法の統一
エ　空き家対策の推進	エ　空家等の状況の確認	
市町村は、大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、県等と連携して空き家の活用や除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、大規模災害に備えた空き家対策を推進するものとする。	市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。	震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正
第 18 節　地盤の液状化対策	**第 18 節　地盤の液状化対策**	
１及び２　略	**１及び２　略**	
３　実施内容	**３　実施内容**	
⑴から⑶まで　略	⑴から⑶まで　略	
⑷　堤防の耐震対策	⑷　堤防の液状化対策	
強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化現象等による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害等の複合災害を防ぐため、堤防の点検及び耐震対策等を適切かつ優先的に行うものとする。	強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害等の複合災害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化対策等を適切かつ優先的に行うものとする。	語句の修正

新	旧	修正理由
⑸　略	⑸　略	
第 19 節　災害危険区域の防災事業の推進 **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴及び⑵　　略 ⑶　土砂災害防止事業 国、県及び市町村は、法令に基づき土砂災害警戒区域等、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を指定し、有害行為等の規制等を行うとともに、次により土砂災害防止事業の推進及び警戒避難に資する情報提供を図るものとする。 ア　砂防 山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び渓床や渓岸の安定を図るため、対策工事（砂防堰堤等）を実施 イ　地すべり 地すべり崩壊による被害を除却、又は軽減するため、＿＿＿＿＿＿＿＿地すべりを助長、又は誘発する原因、機構及び規模に応じ、対策工事（集水井工等）を実施 ウ　急傾斜地 急傾斜地（傾斜角 30 度以上、がけ高 5m以上）の崩壊による被害を軽減するため、＿＿＿＿＿＿＿＿対策工事（擁壁工等）を実施 ⑷　　略 ⑸　ため池の整備（ダム） 県及び市町村等は、ため池のうち老朽化や耐震不足により、堤体決壊時に下流地域に洪水の発生の恐れのあるものについて、地震・豪雨耐性評価を実施し、防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次堤体断面の補強や耐震化、余水吐断面の拡大及び取水施設の整備を図るものとする。 県及び市町村は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知するものとする。 ⑹から⑼まで　　略	**第 19 節　災害危険区域の防災事業の推進** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴及び⑵　　略 ⑶　土砂災害防止事業 国、県及び市町村は、法令に基づき土砂災害警戒区域等、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を指定し、有害行為等の規制等を行うとともに、次により土砂災害防止事業の推進及び警戒避難に資する情報提供を図るものとする。 ア　砂防 土石流発生による被害が大きいと予想される都市周辺地区、人家密集地区及び市街地の進展の著しい地区に係る渓流等を重点に、砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備を実施 イ　地すべり 地すべり崩壊による被害を除却、又は軽減するため、都市周辺地区、人家密集地区及び下流地域への影響の大きい地区を重点に地すべりを助長、又は誘発する原因、機構及び規模に応じ、対策工事＿＿＿＿＿を実施 ウ　急傾斜地 急傾斜地（傾斜角 30 度以上、がけ高 5m以上）の崩壊による被害を軽減するため、一定行為の制限を行うとともに、必要な箇所については対策工事＿＿＿＿＿を実施 ⑷　　略 ⑸　ため池の整備（ダム） 県及び市町村等は、ため池のうち老朽化や耐震不足により、堤体決壊時に下流地域に洪水の発生の恐れのあるものについて、＿＿＿＿＿＿＿＿防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次堤体断面の補強や耐震化、余水吐断面の拡大及び取水施設の整備を図るものとする。 県及び市町村は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知するものとする。 ⑹から⑼まで　　略	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
第 20 節　ライフライン施設対策 **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴　水道施設 ア　県は、地震災害発生時における水道水の安定供給と二次災害の防止のため、水道事業者へ次の指導等を行う。 a 及びｂ　　略	**第 20 節　ライフライン施設対策** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴　水道施設 ア　県は、地震災害発生時における水道水の安定供給と二次災害の防止のため、水道事業者へ次の指導等を行う。 a 及びｂ　　略 ｃ　水道施設整備への財政支援	県から市町村への直接的な財政支援は無いため一部削除

新	旧	修正理由
イ　水道事業者（水道用水供給事業者を含む。）は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、上下水道耐震化計画等に基づき、次により水道施設の整備等を行うものとする。 ａからｇまで　　略	イ　水道事業者（水道用水供給事業者を含む。）は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿次により水道施設の整備等を行うものとする。 ａからｇまで　　略	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
⑵　下水道施設 ア　県は、地震災害発生時における下水道機能の確保と二次災害の防止のため、下水道管理者へ次の支援等を行う。 ａ　下水道施設の耐震化 ｂ　災害発生時の早期復旧体制の確保		震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
イ　下水道管理者は、地震災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、上下水道耐震化計画等に基づき、次の対策を行うものとする。 　また、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。 ａからｇまで　　略	＿＿下水道管理者は、地震災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿次の対策を行うものとする。 　また、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。 ａからｇまで　　略	
⑶から⑾まで　　略	⑶から⑾まで　　略	
第 21 節　　略	第 21 節　　略	
第 22 節　行政機関の業務継続体制の整備 １及び２　　略 ３　実施内容 ⑴から⑶まで　　略	第 22 節　行政機関の業務継続体制の整備 １及び２　　略 ３　実施内容 ⑴から⑶まで　　略	
⑷　公共施設等の長寿命化対策 　県は、不特定多数の方が集まる文化施設や県立学校など多くの県有施設が老朽化し、更新時期を迎えることから、「岐阜県公共施設等総合管理基本方針」に基づき、必要性、有効性、効率性の観点から、統廃合等も含めた今後の施設のあり方について検討を行う「総点検」を実施するとともに、「岐阜県県有建物長寿命化計画」に基づき、計画的な維持保全に取り組むものとする。		震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
第 23 節から第 26 節まで　　略	第 23 節から第 26 節まで　　略	
第３章　地震災害応急対策 第１節から第３節まで　　略	第３章　地震災害応急対策 第１節から第３節まで　　略	
第４節　災害応援要請 １及び２　　略 ３　実施内容 ⑴から⑸まで　　略	第４節　災害応援要請 １及び２　　略 ３　実施内容 ⑴から⑸まで　　略	
⑹　応援の受入体制の整備 　県及び市町村は応援を求めた場合、必要に応じてその応援の受入体制を整備するものとする。また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地などの確保に配慮	⑹　応援の受入体制の整備 　県及び市町村は応援を求めた場合、必要に応じてその応援の受入体制を整備するものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正

新	旧	修正理由
するものとする。 ⑺及び⑻　　略	⑺及び⑻　　略	
第５節　交通応急対策 **第１項　　略** **第２項　輸送手段の確保** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴から⑶まで　　略 ⑷　緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用 県及び市町村、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の広域物資輸送拠点等を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置するものとする。 また、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。 なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを広域物資輸送拠点等とする。 アからウまで　　略	**第５節　交通応急対策** **第１項　　略** **第２項　輸送手段の確保** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴から⑶まで　　略 ⑷　緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用 県及び市町村、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の広域物資輸送拠点等を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置するものとする。 なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを広域物資輸送拠点等とする。 アからウまで　　略	防災基本計画の修正に伴う修正
第６節　　略	**第６節　　略**	
第７節　地震情報の受理・伝達 **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴　地震情報の発表 気象庁（岐阜地方気象台）は、県内に設置した観測点で震度１以上を観測した場合は「震源・震度情報」及び「長周期地震動に関する観測情報」（長周期地震動階級１以上を観測した場合）を、震度３以上を観測した場合は「震度速報」及び「震源に関する情報」（津波警報又は津波注意報を発表した場合は除く。）を、震度５弱以上を観測した場合は「推計震度分布図」を、顕著な地震の震源要素更新や地震が多発した場合等は「その他の情報」を発表・伝達する。 さらに場合に応じて、地震活動の状況等をお知らせする「地震活動に関する解説情報」等の資料提供をするものとする。 ⑵及び⑶　　略	**第７節　地震情報の受理・伝達** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴　地震情報の発表 気象庁（岐阜地方気象台）は、県内に設置した観測点で震度１以上を観測した場合は「震源・震度情報」及び「長周期地震動に関する観測情報（長周期地震動階級１以上を観測した場合）」を、震度３以上を観測した場合は「震度速報」及び「震源に関する情報」（津波警報又は津波注意報を発表した場合は除く。）を、震度５弱以上を観測した場合は「推計震度分布図」を、顕著な地震の震源要素更新や地震が多発した場合等は「その他の情報」を発表・伝達する。 さらに場合に応じて、地震活動の状況等をお知らせする「地震活動に関する解説情報」等の資料提供をするものとする。 ⑵及び⑶　　略	語句の修正
第８節及び第９節　　略		
第 10 節　消防・救急・救助活動 **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴及び⑵　　略 ⑶　負傷者等の救出及び救急活動	**第 10 節　消防・救急・救助活動** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴及び⑵　　略 ⑶　負傷者等の救出及び救急活動	

新	旧	修正理由
ア　消防機関、県警察等による救出・救急活動 消防機関、県警察等は、倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送するものとする。 災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。 a　救出活動 ・生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生き埋め者等の早期発見に努める。 ・救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。救助を行う警察又は消防その他これに準ずる機関は、生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、要救助者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合、電気通信事業者に対して位置情報の取得を要請し、救出救助に活用するものとする。	ア　消防機関、県警察等による救出・救急活動 消防機関、県警察等は、倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送するものとする。 災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。 a　救出活動 ・生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生き埋め者等の早期発見に努める。 ・救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。	消防庁防災業務計画の修正に伴う修正
b及びc　　略	b及びc　　略	
d　救急救助用資機材の整備 県及び市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、化学消火薬剤等の備蓄及び消火ポンプ自動車、化学消防車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。		防災基本計画の修正に伴う修正
イからエまで　　略	イからエまで　　略	
⑷　活動における感染症対策 災害現場で活動する各機関は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。	⑷　活動における感染症対策 災害現場で活動する各機関は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正
⑸　　略	⑸　　略	
第11節から第14節まで　　略	**第11節から第14節まで　　略**	
第15節　避難対策 **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴から⑷まで　　略 ⑸　避難場所及び避難所の開設・運営 アからウまで　　略 エ　指定避難所の運営・管理等 市町村は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅避難者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した	**第15節　避難対策** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴から⑷まで　　略 ⑸　避難場所及び避難所の開設・運営 アからウまで　　略 エ　指定避難所の運営・管理等 市町村は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅避難者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した	

新	旧	修正理由
ＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。 市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。加えて、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトラック等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 市町村は、指定避難所における＿＿＿＿＿＿＿＿感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 県及び市町村は、被災地において＿＿＿＿＿＿＿＿感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。 市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。 市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。 市町村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報を「分散避難	ＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。 市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、＿＿＿＿＿＿＿＿指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。 市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。 市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。 市町村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報＿＿＿＿＿	防災基本計画の修正に伴う修正 防災基本計画の修正に伴う修正 防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正

新	旧	修正理由
システム」等を活用し早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供するものとする。 市町村は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者、在宅避難者及び車中泊避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。また、支援拠点や車中泊避難スペースが設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を提供することとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。	の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供するものとする。 市町村は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者に対しても、食　料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。	防災基本計画の修正に伴う修正
オ及びカ　　略 ⑹から⑼まで　　略 ⑽　応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の提供 県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、応急仮設住宅を提供するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。 県及び市町村は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、複合災害に備えるため、仮設住宅の入居者に対し避難場所、避難経路、ハザードマップ等の周知に努めるほか、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。 ⑾から⒁まで　　略	オ及びカ　　略 ⑹から⑼まで　　略 ⑽　応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の提供 県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、応急仮設住宅を提供するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。 県及び市町村は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。 ⑾から⒁まで　　略	防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
第 16 節から第 18 節まで　　略	**第 16 節から第 18 節まで　　略**	
第 19 節　生活必需品供給活動 **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴　　略 ⑵　生活必需品の確保 ア　　略	**第 19 節　生活必需品供給活動** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴　　略 ⑵　生活必需品の確保 ア　　略	

新	旧	修正理由
イ　物資の調達、輸送 生活必需品の調達及び輸送は、市町村において行う。なお、地域内において、対応が不能になったときは、県に協力を求めるものとする。 なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。	イ　物資の調達、輸送 生活必需品の調達及び輸送は、市町村において行う。なお、地域内において、対応が不能になったときは、県に協力を求めるものとする。 なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
第 20 節　要配慮者・避難行動要支援者対策 **１　略** **２　実施責任者** 県（総合企画部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、観光文化スポーツ部、県土整備部、都市建築部） 県警察 市町村 社会福祉協議会 社会福祉施設の設置者、管理者 住民 **３　　略**	**第 20 節　要配慮者・避難行動要支援者対策** **１　略** **２　実施責任者** 県（清流の国推進部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、＿＿＿＿＿県土整備部、都市建築部） 県警察 市町村 社会福祉協議会 社会福祉施設の設置者、管理者 住民 **３　　略**	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
第 21 節　　略	**第 21 節及び第 22 節　　略**	
第 22 節　応急住宅対策 **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴から⑶まで　　略 ⑷　応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の運営管理 市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性や子どもの参画を推進し、女性や子どもを始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。 ⑸から⑿まで　　略	**第 22 節　応急住宅対策** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴から⑶まで　　略 ⑷　応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の運営管理 市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性＿＿＿＿の参画を推進し、女性＿＿＿＿を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。 ⑸から⑿まで　　略	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
第 23 節　医療・救護活動 **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴　医療救護活動 アからウまで　　略 エ　医療救護活動の原則 医療救護活動は、県、市町村の調整のもと、救護所、救護病院、災害拠点病院等の医療機関が連携して実施する。 被災地域内の医療機関は、状況に応じ、県との協定に基づき災害派遣医療チーム	**第 23 節　医療・救護活動** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴　医療救護活動 アからクまで　　略 エ　医療救護活動の原則 医療救護活動は、県、市町村の調整のもと、救護所、救護病院、災害拠点病院等の医療機関が連携して実施する。 被災地域内の医療機関は、状況に応じ、＿＿＿＿＿＿＿＿災害派遣医療チーム	防災基本計画の修正に伴う修正

新	旧	修正理由
（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）・災害支援ナース・救護班（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）を派遣するよう努めるものとする。 なお、被災地では、発災からの時間的経過に応じて医療救護に対するニーズが変化していくため、それに対応した医療救護活動を行う。 オからクまで　略 ケ　医療提供体制の確保・継続 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（ＪMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（ＪＤＡＴ）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（ＪＲＡＴ）、日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 ⑵及び⑶　略	（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）・災害支援ナース・救護班（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）を派遣するよう努めるものとする。 なお、被災地では、発災からの時間的経過に応じて医療救護に対するニーズが変化していくため、それに対応した医療救護活動を行う。 オからクまで　略 ケ　医療提供体制の確保・継続 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（ＪMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（ＪＤＡＴ）、日本薬剤師会、日本看護協会＿＿＿

新	旧	修正理由
1　略 2　実施責任者 県（環境エネルギー生活部、県土整備部） 市町村 3　実施内容 ⑴　略 ⑵　清掃方法 ア　ごみ処理 a 及びb　略 c　ごみの処分 災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、十分に検討し、計画的にごみの処分を行う。収容したごみについては、最終処分場不足も予想されることからリサイクル等による減量化施策を行い、その後の可燃物は、他の地域との連携による焼却施設処理を原則とし、不燃物又は焼却できないごみは、埋立処分する。 また、災害発生時に河川に流出したごみは、適切に撤去・処分を行い、河川環境の保全を図るものとする。 なお、フロン類使用機器の廃棄処分にあたっては、フロン類の適正な回収・処理を行う。 イ　略 ウ　災害廃棄物の発生への備え 市町村は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。 県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害時の廃棄物の広域処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 県及び各市町村は「災害廃棄物処理計画」の実効性を確保するために必要となる演習及び研修を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図るものとする。 国、県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。 県及び市町村は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。 また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。	1　略 2　実施責任者 県（環境生活部　　） 市町村 3　実施内容 ⑴　略 ⑵　清掃方法 ア　ごみ処理 a 及びb　略 c　ごみの処分 災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、十分に検討し、計画的にごみの処分を行う。収容したごみについては、最終処分場不足も予想されることからリサイクル等による減量化施策を行い、その後の可燃物は、他の地域との連携による焼却施設処理を原則とし、不燃物又は焼却できないごみは、埋立処分する。 なお、フロン類使用機器の廃棄処分にあたっては、フロン類の適正な回収・処理を行う。 イ　略 ウ　災害廃棄物の発生への備え 市町村は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。 県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害時の廃棄物の広域処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 国、県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。 県及び市町村は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。 また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正

新	旧	修正理由
エ　略 ⑶　その他関連対策 市町村は、避難所施設等に伴い仮設便所を設置する場合、原則として、し尿貯留槽が装備された便所（簡易トイレ、トイレカー、トイレトラック等を含み、以下「仮設トイレ」という。）を配置する。やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏洩等により、地下水が汚染しないような場所を選定し、避難人員200人に対して、大小便器をそれぞれ2個以上ずつ設置する。閉鎖にあたっては、消毒後埋没する。 仮設トイレは、当初は、市町村備蓄のものを利用し、不足する場合には、応援要請を行うものとする。 なお、各市町村においては、民間での保有状況もあらかじめ把握しておくものとする。	エ　略 ⑶　その他関連対策 市町村は、避難所施設等に伴い仮設便所を設置する場合、原則として、し尿貯留槽が装備された便所（　　以下「仮設トイレ」という。）を配置する。やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏洩等により、地下水が汚染しないような場所を選定し、避難人員200人に対して、大小便器をそれぞれ2個以上ずつ設置する。閉鎖にあたっては、消毒後埋没する。 仮設トイレは、当初は、市町村備蓄のものを利用し、不足する場合には、応援要請を行うものとする。 なお、各市町村においては、民間での保有状況もあらかじめ把握しておくものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
第28節　家庭動物　の救援 **1　方針** 地震災害発生時には、飼い主不明又は負傷した家庭動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、猫等の動物）　が多数生じると同時に、多くの被災者が家庭動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市町村及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 **2　略** **3　実施内容** 県及び市町村は、被災した家庭動物の保護収容、特定動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努めるものとする。 ⑴　被災地域における動物の保護 県は、市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した家庭動物の保護、収容、救護等を行う。 ⑵　動物の適正な飼養体制の確保等 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。 県は、避難所を設置する市町村及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 ⑶　略	**第28節　愛玩動物等の救援** **1　方針** 地震災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市町村及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 **2　略** **3　実施内容** 県及び市町村は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、　　動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について　　必要な措置を講ずるものとする。また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努めるものとする。 ⑴　被災地域における動物の保護 県は、市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 ⑵　動物の適正な飼養体制の確保 市町村は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 県は、避難所を設置する市町村及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 ⑶　略	防災基本計画の修正に伴う修正
第29節　略	**第29節　略**	
第30節　公共施設の応急対策 **1及び2　略** **3　実施内容** ⑴　道路施設の応急対策 ア　略	**第30節　公共施設の応急対策** **1及び2　略** **3　実施内容** ⑴　道路施設の応急対策 ア　略	

新	旧	修正理由
イ　応援要請 道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施するものとする。	イ　応援要請 道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施するものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正
⑵　河川施設の応急対策 ため池等の管理者は、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努めるものとする。 県は、大規模地震等により被災した堤防を迅速に応急復旧することができるようにするため、盛土拠点の整備を図るものとする。	⑵　河川施設の応急対策 ため池等の管理者は、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努めるものとする。	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
⑶から⑸まで　　略	⑶から⑸まで　　略	
第 31 節から第 35 節まで　　略	**第 31 節から第 35 節まで　　略**	
第４章　　略	**第４章　　略**	
第５章　南海トラフ地震に関する対策	**第５章　南海トラフ地震に関する対策**	
第１節から第５節まで　　略	**第１節から第５節まで　　略**	
第６節　南海トラフ地震臨時情報の伝達 **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴　南海トラフ地震臨時情報の伝達 ア　　略 イ　住民等への伝達方法 南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）や緊急速報メールのほか、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、ホームページ、ＳＮＳ等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達するものとする。 高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保するものとする。 外国人に対しては、ホームページやＳＮＳ等様々な手段を活用するとともに、外国人防災リーダーや通訳者、通訳ボランティア等の協力を得るものとする。 県は、「南海トラフ地震臨時情報」について、県民への周知を図り、その認知度を高めるとともに、同情報が発表された際に適切な防災対応がとれるよう普及啓発を行うものとする。 ウ及びエ　　略	**第６節　南海トラフ地震臨時情報の伝達** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴　南海トラフ地震臨時情報の伝達 ア　　略 イ　住民等への伝達方法 南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）や緊急速報メールのほか、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、ホームページ、ＳＮＳ等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達するものとする。 高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保するものとする。 外国人に対しては、ホームページやＳＮＳ、外国人防災リーダーの活用等様々な手段を活用するものとする。 ウ及びエ　　略	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
第７節から第 10 節まで　　略	**第７節から第 10 節まで　　略**	
第６章　地震災害復旧 **第１項　基本方針** 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。	**第６章　地震災害復旧** **第１項　基本方針** 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。	防災基本計画の修正に伴う修正

新	旧	修正理由
被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県、市町村が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし、県、市町村が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援するものとする。 被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。 県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。 **第２項から第５項まで　　略** **第２節及び第３節　　略** **第４節　被災者の生活確保** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴　　略 ⑵　被災者への生活再建等の支援 アからクまで　　略 ケ　災害ケースマネジメント 県及び市町村は、災害ケースマネジメントによる被災者支援を円滑かつ迅速に実施するため、関係団体と連携構築に努めるものとする。また、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行い、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 ⑶から⑺まで　　略 **第５節及び第６節　　略**	被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県、市町村が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし、県、市町村が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援するものとする。 被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。 県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用＿＿＿＿＿するものとする。 **第２項から第５項まで　　略** **第２節及び第３節　　略** **第４節　被災者の生活確保** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴　　略 ⑵　被災者への生活再建等の支援 アからクまで　　略 ⑶から⑺まで　　略 **第５節及び第６節　　略**	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正